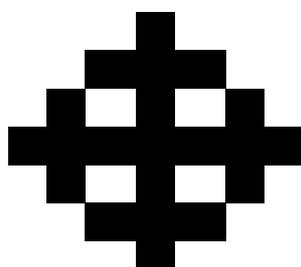


垂井町行財政改革の概要



公聴会開催日程

年 月 日	時 間	場 所
平成 18 年	2 月 10 日 (金)	19 : 00 ~ 21 : 00
	2 月 11 日 (土)	10 : 00 ~ 12 : 00
		垂井町文化会館 小ホール

※公聴会にはこの資料を持っておこしてください。

垂 井 町

平成 1 8 年 2 月

< 目 次 >

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	
I 目標	2
II 主要課題	2
III 推進体制	3
第2章 取り組み方針	4
第3章 実施計画	
1 事務事業の見直し	7
2 組織機構	10
3 人事	14
4 行政サービスの向上と行政の情報化	17
5 公正の確保と透明性の向上	20
6 自主性・自律性の高い財政運営の確保	22
7 公共施設	26
8 公共工事	27
9 議会	28
第4章 財政効果	29

はじめに

本町は、住民意向調査の結果により、単独で自立した行政運営を進めていくこととなりました。

しかしながら、地方を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。国の三位一体改革や規制緩和など地方分権が推し進められ、既存の仕組みや考え方にとらわれない新たな秩序の構築が求められており、今後、税収の伸びが期待できない厳しい財政状況の中で、行政自らの責任と判断により、少子高齢社会の進展や多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応する、まさに自立のための力量が試される時代となりました。

また、国からも「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、より一層積極的な行財政改革の推進が求められています。

こうした社会情勢に対応するため、本町においては、職員による行財政改革プロジェクトチームを発足させ、すべての業務についての見直しや今後の行財政改革の進め方を検討するとともに、その結果を基に、各課長等による行政改革推進本部において協議を重ね、この度、新しい行財政改革に取り組むための計画素案を作成しました。作成にあたっては、住民との協働によるまちづくりを目指し、住民提案の募集や住民ワークショップの開催など、町民のみなさんと一緒になって取り組んできたところです。こうした町民のみなさん自らの手による活発な取り組みは、将来、様々な主体が行政サービスを担う新しい公共空間の形成につながっていくものと考えます。

今回、町民のみなさんにこの「垂井町行財政改革の概要」を配布し、公聴会を開催することとしました。

なお、計画の実施にあたっては、職員一人ひとりの意識改革を図りながら、垂井町のさらなる発展に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成18年2月

垂井町長 中川満也

第1章 基本的な考え方

I 目標

厳しい財政状況の中、社会情勢の大きな変化に対応するため、最小の経費で最大の効果を上げるよう無理・無駄を省き歳出の削減を図るとともに、歳入確保の取り組みを行いながら自立した行政運営を進め、組織機構改革や地域協働により、住民が真に求めるサービスの向上に向け、行財政改革に取り組んでいきます。

II 主要課題

1 事務事業の見直し

事務事業の必要性や有効性を精査し、規模の縮小や廃止・民間委託等について見直し、合理化を図ります。

2 組織機構

社会情勢の変化に伴い、多様化・高度化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる行政運営を推進するために、簡素化された組織とします。

3 人事

組織の合理化、職員の適正配置及び民間委託の推進等により職員数を抑制する一方、職員の資質の向上や能力開発等により、組織の活性化を図ります。
また、給与等の見直しにより、人件費の削減に努めます。

4 行政サービスの向上と行政の情報化

社会情勢の変化に伴い、多種多様な住民ニーズに対応した行政サービスの向上に努めるとともに、情報通信技術を有効に活用し、電子自治体の推進を図ります。

5 公正の確保と透明性の向上

地域の特色を生かしたまちづくりを、住民自らの意思と責任で進めることが求められている今日、住民への説明責任を果たすため、積極的な情報の提供に努めるとともに、住民と協働のまちづくりを推進します。

6 自主性・自律性の高い財政運営の確保

厳しい財政状況と先行き不透明な経済情勢のもと、多様化する住民ニーズに対応するための安定した財政基盤が求められているため、財政の健全化に努めます。

また、特別会計や地方公営企業会計は、他会計に頼らない適正な運営に努めます。

7 公共施設

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、経費の削減等を図ります。

8 公共工事

公共工事の必要性、費用対効果、使用資材の品質規格及び工事施工過程における安全性の確保等が適正に執行されているかどうか、常に住民の立場で検証し、より透明性を高めます。

9 議会

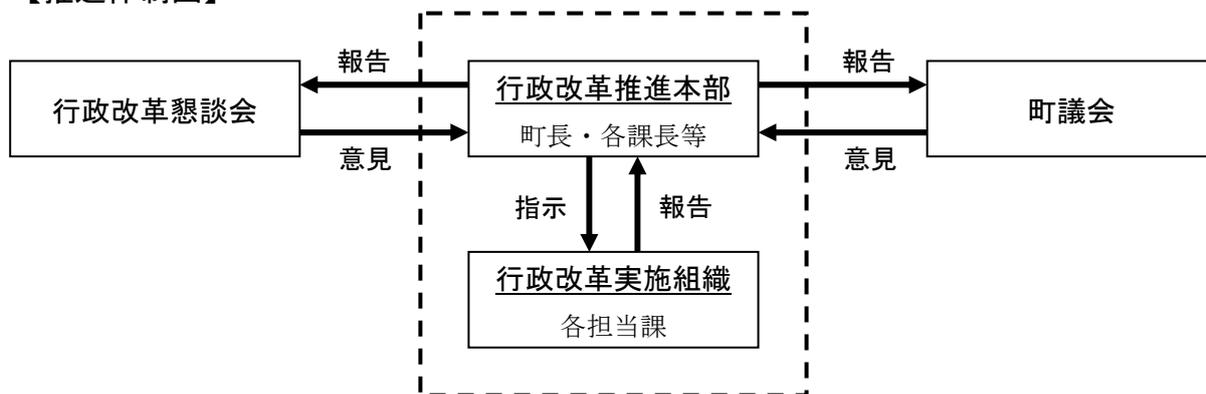
地方分権の進展に伴い、地方議会の果たす役割がますます増大する中で、議会の自主性を強化し、適正な議会構成により、議会を活性化していきます。

III 推進体制

この行財政改革は、推進期間を平成18年度から平成20年度と定め、実施計画に基づき推進します。

推進にあたっては、町長や各課長等で組織する「行政改革推進本部」を中心に、全職員が一丸となって取り組み、学識経験者や住民からの公募委員で組織する「行政改革懇談会」や「町議会」に毎年度の推進状況を報告し、より一層の進捗管理を行うとともに、その結果を広く住民に公表します。

【推進体制図】



第2章 取り組み方針

1 事務事業の見直し

(1) 民間委託等の推進

民間活力を活用した方がより効果的・効率的であると判断される業務については、積極的に民間委託を行います。

(2) 事務事業の見直し

事務事業の必要性や有効性を精査し、廃止も含め見直しを行います。

(3) 行政評価*制度の導入

町の現状と課題を正確に把握し、効果的な見直しと改善を図るため、事務事業の成果を確認する評価システムを構築します。

2 組織機構

(1) 組織機構の見直し

事務事業を、効果的・効率的に処理し、個々の職員の責任と権限が明確化され住民にわかりやすい組織機構とするために、既存の課等を統合・再編し、簡素化します。

(2) 各種委員会等の見直し

各種委員会等の役割や必要性を検証し、類似した委員会等の統廃合や委員数の見直しを行います。

※行政評価：町が行う様々な事業を対象に、事業の目的や成果・効果をできるだけ分かりやすくするとともに、行政として果たすべき役割を踏まえ、事業の優先順位や上位の施策及び政策に対する位置付け、あるいは事業環境の変化や事業の特性などについて総合的な視点から整理・点検を行い、その結果を予算編成などに活用すること。評価にあたっては、Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)という行政マネジメントサイクルを、施策や事務事業などで行い、より効果的で効率的な執行方法へと改善し、さらなる住民福祉の向上を図る。

3 人事

(1) 定員管理の適正化

定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、定員管理の適正化を計画的に推進します。

(2) 給与等の適正化

給与の見直しを行うとともに、各種手当等については、その目的や社会情勢により再度検証し、見直しを行います。

(3) 人材育成の推進

職員の意欲、能力の向上及び組織の活性化のため、計画的な職員研修と定期的な人事異動を実施します。また、能力・実績を重視した人事評価制度を導入します。

4 行政サービスの向上と行政の情報化

(1) 行政サービスの向上

住民が真に必要とするサービスを的確に把握し、サービスの向上が求められるものについて充実します。

(2) 電子自治体の推進

IT社会に対応した電子自治体の構築を目指し、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、事務の効率化とサービスの向上に努めます。

5 公正の確保と透明性の向上

(1) 広報広聴機能の充実

住民への説明責任を果たし、情報の共有化を推進するため、広報機能の充実を図ります。また、住民の行政ニーズを、的確に把握するため、広聴機能の充実を図ります。

(2) 地域協働の推進

住民と協働のまちづくりを推進するため、住民がまちづくりに参加しやすい仕組みや制度を構築します。

6 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の削減合理化等財政の健全化

歳出について、行政として対応すべき必要性、費用対効果及び経費負担のあり方について検証し、整理合理化を図ります。また、歳入については、税源移譲の進展や、税負担の公正確保の必要性をふまえ、徴収率の一層の向上に努め、その他の収入についても、受益者負担の原則も検証し、自主財源の確保に努めます。

7 公共施設

(1) 施設管理の見直し

公の施設について、指定管理者制度[※]により、民間委託可能なものは委託します。

8 公共工事

(1) コスト構造の改革

公共工事のコスト縮減に取り組みます。

(2) 入札・契約の更なる適正化

公正な行政運営を推進するために、これまで改善してきた入札制度の一層の定着・浸透を図り、透明性・公平性の確保と競争性の向上を図ります。

9 議会

(1) 議会議員の定数・報酬の見直し

地方財政への負担軽減を図るとともに、効率的な議会運営により議会の活性化を図るため、議員定数と議員報酬の見直しを行います。

※指定管理者制度：公の施設の管理について、地方自治法の一部改正により、従来の地方公共団体の出資法人等に限定して管理を委託する制度とは異なり、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者（指定管理者）が管理を行う制度のこと。

第3章 実施計画

1 事務事業の見直し (1) 民間委託等の推進

1-(1)-①	取り組み項目	①業務の民間委託		
具体的内容	<p>「民間でできることは民間に」を基本に、町が法令等により直接実施しなければならない事務事業を除き、現在町が行っている事務事業について、国の民間委託の推進等に関する動向も踏まえながら指針を定め、民間の知識やノウハウ等を活用した方が行政サービスの向上や経費の削減など効果的・効率的な業務執行が図れる場合には、民間委託を積極的かつ計画的に推進する。</p> <p>また、新規の事務事業の導入時においても同様とする。</p> <p>なお、学校給食に関する業務（運搬・調理）及び指定管理者制度を導入せず直営とした公の施設のうち、民間委託により効果的・効率的な執行が図れる業務については、先行して民間委託を検証する。</p>			
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
民間委託の指針の策定				企画調整課 企画調整課
学校給食に関する民間委託の検証				学校教育課 学校教育課
民間委託の検証・実施				関係課 関係課

(2) 事務事業の見直し

1-(2)-①	取り組み項目	①各種事務事業の見直し		
具体的内容	14件の事務事業については、改革、廃止をおこない、経費の削減や事務事業の効率化を図る。			
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
見直し内容				
ア 専決金額				総務課 総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・町長－130万円以上の収入、支出、契約、物件の取得等 ・助役－50万円以上130万円未満の収入、支出、契約、物件の取得等 ・教育長－130万円未満の収入、支出、契約、物件の取得等 ・各課長－50万円未満の収入、支出、契約、物件の取得等 				
イ 障害者福祉手当支給事業				住民課 健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の障害者手当制度に準じた、所得制限を設ける。 				
ウ 生活管理指導員派遣事業				住民課 健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の安否確認を、地域等で担ってもらえるような体制の整備を図りつつ、委託事業の見直しを行う。 				
エ 長寿者褒賞事業				住民課 健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢を見直し、77歳、88歳、99歳、100歳以上の高齢者に対する褒賞とする。 				
オ 敬老祝賀事業（ふれあい長寿フェア）				住民課 健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい長寿フェアの内容を見直すとともに、地域で開催する方向で検討を行う。 				
カ 高齢者体育大会				住民課 健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者体育大会は廃止し、高齢者の各地区運動会への参加促進や健康増進のための事業を展開する。 				
キ 福祉医療費助成事業（69歳老人）				住民課 健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・制度を廃止し、健康増進のための事業を展開する。 				
ク 子育てコンサルタント事業				住民課 健康福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の充実を図りながら、子育て支援事業全般の中で整理・統合を行う。 				

ケ	地域子育て支援センター事業				住民課 健康福祉課
	・子育て支援の充実を図りながら、子育て支援事業全般の中で整理・統合を行う。				
コ	母子福祉手当支給事業				住民課 健康福祉課
	・国の制度に同種類の児童扶養手当（月額 41,880 円 所得・人数により変動あり）があるため、制度を廃止する。				
サ	福祉カレンダー配布事業				住民課 健康福祉課
	・町事業の周知を図る目的からも、福祉カレンダーの機能を、広報たらいに包含する。				
シ	金融対策事業(中小企業損失補償)				産業課 産業課
	・現行制度の融資条件を見直しながら、岐阜県信用保証協会との連携を視野に入れた、新たな金融支援対策を検討する。				
ス	金融対策事業(中小企業損失補償の臨時特例)				産業課 産業課
	・現行制度の融資条件を見直しながら、岐阜県信用保証協会との連携を視野に入れた、新たな金融支援対策を検討する。				
セ	母子保健事業 母子栄養強化事業				厚生課 健康福祉課
	・現在の乳幼児に対する育児方針にそぐわないため、廃止する。				

(3) 行政評価制度の導入

1-(3)-①	取り組み項目	①行政評価制度の導入			
具体的内容	より効果的で効率的な行財政運営を行うため、行政評価を行う機関を設置し、施策や事務事業などを、客観的に評価・検証を行う。				
プログラム	実施年度			推進課	
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課	
行政評価を行う機関の設置・評価方法等の検討				企画調整課 企画調整課	
行政評価の実施				関係課 関係課	

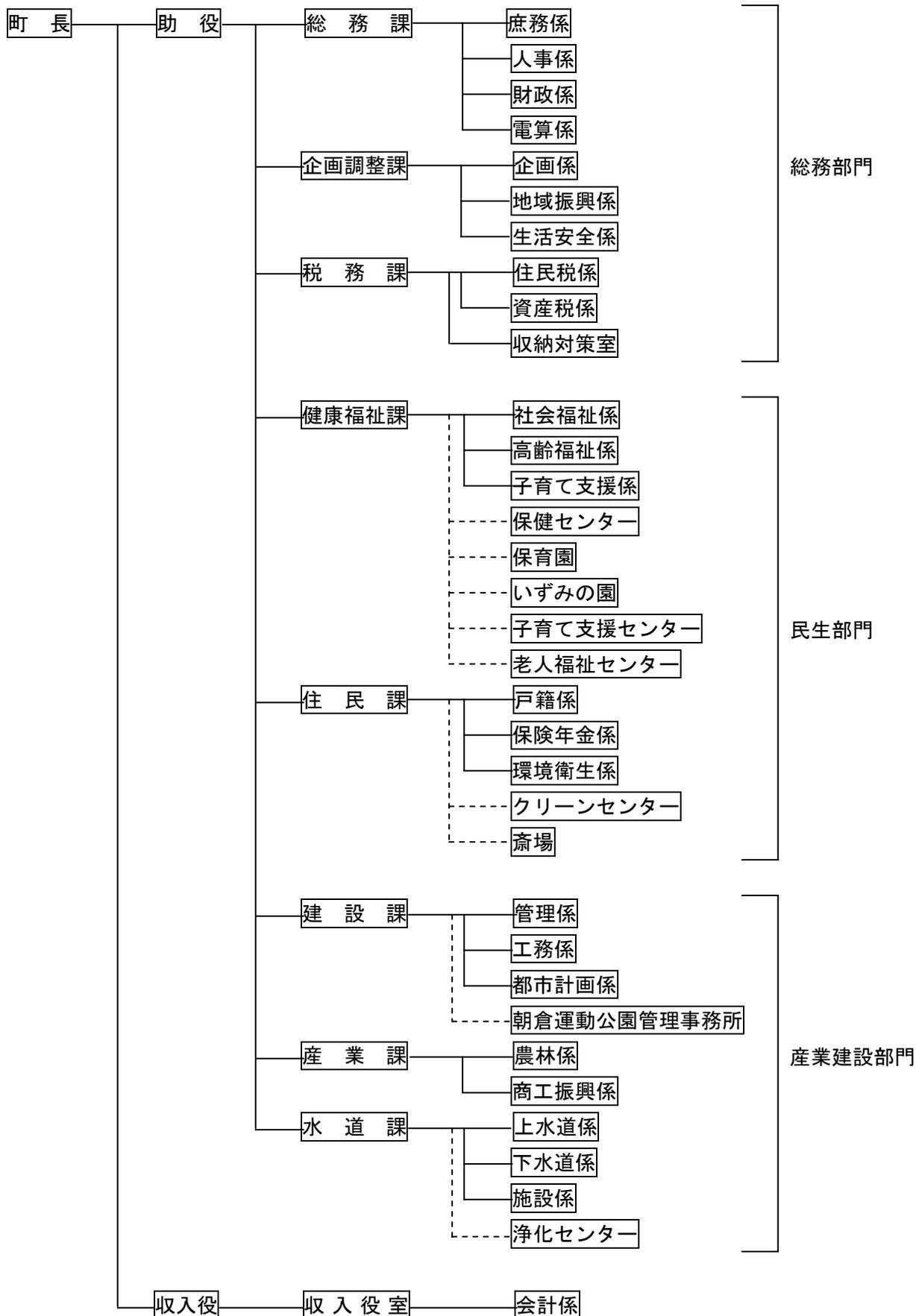
2 組織機構

(1) 組織機構の見直し

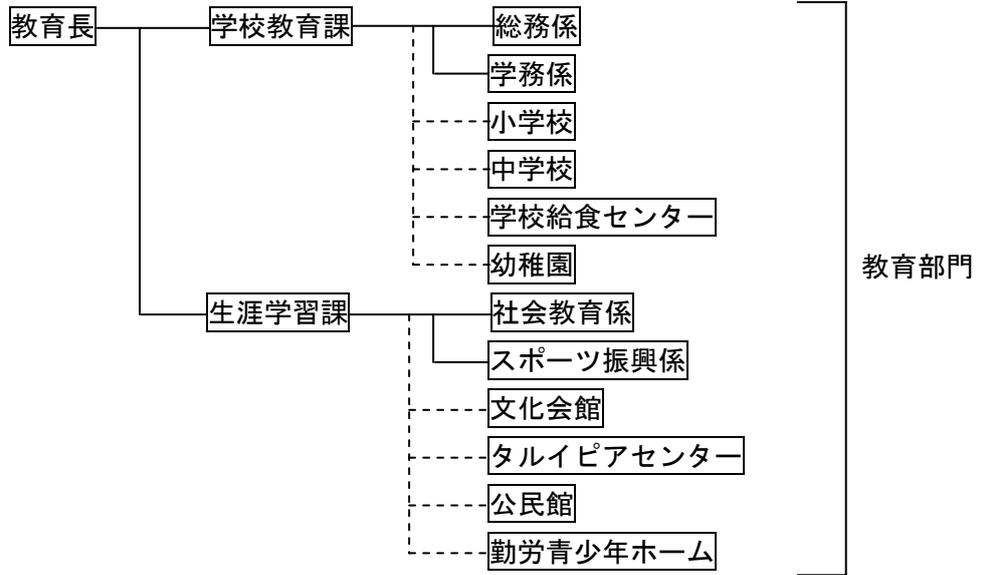
2-(1)-①	取り組み項目	①組織機構の見直し		
<p>具体的内容</p>		<p>時代や社会情勢の変化に伴う新たな行政課題に取り組むため、組織機構の見直しを行う。</p> <p>ア 課の統合・再編等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民課と厚生課を再編し、住民課と健康福祉課とする。 ・ 下水道課と水道課を統合し、水道課とする。 ・ 社会教育課を生涯学習課に改める。 <p>イ 係の統合・再編等</p> <p>総務課・・・ 管財係を廃止して、新たに人事係を設置し、企画調整課から電算係を移管する。</p> <p>企画調整課・・・ 行財政改革対策室と電算情報係を廃止し、新たに地域振興係と生活安全係を設置する。</p> <p>税務課・・・ 課税係を住民税係に、評価係を資産税係に改める。</p> <p>健康福祉課・・・ 新たに子育て支援係を設置して、住民課から福祉係と高齢福祉係を移管し、福祉係を社会福祉係に改める。</p> <p>住民課・・・ 保育係と介護保険係を廃止して、厚生課から保険係と環境衛生係を移管し、保険係を保険年金係に改める。</p> <p>建設課・・・ 用地係を廃止し、庶務係を管理係に改める。</p> <p>産業課・・・ 農村整備係を廃止し、商工労働係を商工振興係に改める。</p> <p>水道課・・・ 下水道課から庶務係と下水道係を移管して、庶務係を廃止し、新たに上水道係を設置する。</p> <p>生涯学習課・・・ 社会体育係をスポーツ振興係に改める。</p> <p>なお、課及び係の統合・再編等に伴い、施設の所管や事務分掌についても、見直しを行う。</p>		
<p>プログラム</p>	<p>実施年度</p>			<p>推進課</p>
<p>組織機構の見直しの実施</p>	<p>H18 年度</p>	<p>H19 年度</p>	<p>H20 年度</p>	<p>新組織推進課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p>

《新組織図》

【町長部局】



【教育委員会事務局】



議 会 ——— 議会事務局

- 選挙管理委員会 ——— 事務局 [総務課 庶務係 併任]
- 監査委員会 ——— 事務局 [議会事務局 併任]
- 固定資産評価審査委員会 ——— 事務局 [総務課 庶務係 併任]
- 農業委員会 ——— 事務局

区分	現行				見直し後			
町長部局	9課	1室	29係	18施設	8課	1室	25係	17施設
教育委員会事務局	2課		4係	27施設	2課		4係	28施設
議会事務局	1局				1局			
農業委員会	1委員会				1委員会			

(2) 各種委員会等の見直し

2-(2)-①	取り組み項目	①各種委員会等の委員数の見直し			
具体的内容	ア 統廃合をする各種委員会等				
	現行		見直し後		
		委員会等の名称	人数	委員会等の名称(仮称)	人数
	1	防災会議 水防協議会	21 24	防災会議	21
	2	情報公開審査会 個人情報保護審査会	5 5	情報公開等審査会	5
	3	保健センター運営協議会 母子保健連絡協議会	10 9	保健センター運営協議会 (例：母子保健専門部会)	15
	4	社会教育委員の会 生き生きライフ推進協議会	12 30	社会教育委員の会	15
	イ 委員数の見直しをする各種委員会等				
		委員会等の名称	委員数		
			現行	変更案	
1	学校給食センター運営審議会	15	10		
2	廃棄物減量等推進協議会	30	20		
プログラム		実施年度			推進課
		H18 年度	H19 年度	H20 年度	新組織推進課
各種委員会等の統廃合・委員数の見直しの実施					関係課 関係課

3 人事

(1) 定員管理の適正化

3-(1)-①	取り組み項目	①定員適正化計画の推進			
具体的内容	平成17年度から平成20年度までに20人の職員の定年退職が予定されているが、適正な行政サービス水準を確保しつつ、人件費抑制のため、定員適正化計画により新規職員の採用を抑制し、平成17年4月1日の職員数226人を、平成21年4月1日までに7人削減して、219人とする。				
プログラム		実施年度			推進課
		H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
定員適正化計画の推進					総務課 総務課

3-(1)-②	取り組み項目	②臨時職員の雇用施策の検討			
具体的内容	定員適正化計画による職員数の削減への取り組みや業務の民間委託等の推進を踏まえながら、臨時職員の雇用についても見直しを行う。				
プログラム		実施年度			推進課
		H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
臨時職員の雇用の見直しの実施					総務課 総務課

(2) 給与等の適正化

3-(2)-①	取り組み項目	①常勤特別職等の給与の見直し			
具体的内容	人件費抑制のため、常勤特別職等の給料を見直す。				
	区分	現行(月額)		見直し後(月額)	
	助役	650,000円		625,000円	
	収入役	605,000円		580,000円	
	教育長	505,000円		485,000円	
※町長は平成17年4月に見直し済 780,000円→730,000円					
プログラム		実施年度			推進課
		H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
常勤特別職等の給料の見直しの実施					総務課 総務課

3-(2)-②	取り組み項目	②特殊勤務手当の見直し		
具体的内容	職務手当、廃棄物取扱手当、運転手当、保健衛生業務手当、用地交渉手当、除雪作業手当（運転補助）、クレーン作業手当は廃止する。			
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
特殊勤務手当の見直しの実施				総務課
				総務課

3-(2)-③	取り組み項目	③旅費の見直し		
具体的内容	職員が出張した場合に支給される職員旅費の日当については、普通旅費及び日額旅費ともに廃止する。			
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
職員旅費の日当の廃止				総務課
				総務課

3-(2)-④	取り組み項目	④各種委員会等の報酬の見直し		
具体的内容	各種委員会等の報酬については、その目的や社会情勢により再度検証し、見直しを行う。			
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
各種委員会等の報酬の見直しの実施				総務課
				総務課

(3) 人材育成の推進

3-(3)-①	取り組み項目	①人事制度の見直し		
具体的内容	<p>研修プログラムと人事評価制度を関連付けた人事制度を構築し、能力・実績に基づく任用制度を導入する。</p> <p>ア 研修プログラム 職員の能力を高めるため、職務・職階に応じた研修プログラムを構築し、実施する。</p> <p>イ 人事評価制度 客観的で公正性や透明性が確保された人事評価制度を整備する。</p>			
プログラム	実施年度			推進課
	H18 年度	H19 年度	H20 年度	新組織推進課
研修プログラムの構築	→			総務課 総務課
研修プログラムの運用		→		総務課 総務課
人事評価制度の整備	→			総務課 総務課
人事評価制度の運用		→		総務課 総務課

4 行政サービスの向上と行政の情報化

(1) 行政サービスの向上

4-(1)-①	取り組み項目	①窓口時間の延長		
具体的内容	窓口時間の延長を行う。ただし、延長時間や範囲については、利用状況等を調査し、住民ニーズに合わせた見直しを行う。			
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
窓口時間の延長の実施・見直し				総務課
				総務課

4-(1)-②	取り組み項目	②町税・使用料等収納の利便性の向上		
具体的内容	<p>町税・使用料等の収納については、口座振替での納付を推奨しつつ、住民の利便性を向上させるため、コンビニエンスストアでの収納代行を検討する。</p> <p>ア 導入を検討する町税 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>イ 導入を検討する使用料等 介護保険料、保育園保育料、町営住宅使用料、下水道使用料（公共下水道・農業集落排水）、水道使用料（上水道・簡易水道）、幼稚園保育料、留守家庭児童教室保育料</p>			
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
コンビニエンスストアでの収納代行の検討				収入役室
				収入役室

(2) 電子自治体の推進

4-(2)-①	取り組み項目	①共同アウトソーシング※の推進			
具体的内容	<p>電算システムを、低いコストで高い水準の運用を行い、将来の電子自治体の構築に向けた事務体制を整備するため、共同アウトソーシングを推進する。</p> <p>《町独自電算からパッケージソフトへの移行》</p> <p>法改正等によるシステム改変作業を共同化することにより維持コストを削減し、迅速な法改正等への対応を可能とするため、町独自開発の電算システムから実績のあるパッケージソフトへ移行し、業務の見直しや事務の合理化を図る。移行にあたっては、大型の汎用機からクライアントサーバ型の新電算システムを採用する。</p>				
プログラム		実施年度			推進課
		H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
町独自電算からパッケージソフトへの移行					企画調整課 総務課

4-(2)-②	取り組み項目	②地理情報システム※の構築・有効活用			
具体的内容	<p>垂井町都市計画基本図などのデジタルデータを基に、道路台帳平面図、水道管網図及び下水道管網図など、行政需要に対応した情報を地図上に整備した地理情報システムを、岐阜県や県内市町村と共同で構築（岐阜県域統合型GIS）し、住民サービス向上のため、有効活用を図る。</p>				
プログラム		実施年度			推進課
		H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
岐阜県域統合型GISの構築・有効活用					企画調整課 総務課

※共同アウトソーシング：複数の自治体で業務を標準化し、共同で各種情報システムの構築と運営を民間事業者等に外部委託すること。IT関連のコスト削減ができ小規模な地方公共団体においても電子化が可能となる、電子化戦略についての十分な知識の不足という課題をもつ地方公共団体に対しては技術的支援が行われることで地方公共団体の人材確保の課題解決に資することができる、これを契機として業務改革が推進されるといった効果が期待できる。

※地理情報システム：電子化した地図上に位置に関するあらゆる情報を載せることにより、情報の容易な検索、高度な分析・解析や迅速な判断・評価を可能とする技術のこと。

4-(2)-③	取り組み項目	③行政手続のオンライン化の推進		
具体的内容	<p>行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現させるため、国の電子自治体に関する動向も踏まえながら、行政手続のオンライン化を推進する。</p> <p>ア 各種施設の予約状況照会等のオンライン化 住民の利便性の向上のため、各種施設（運動施設、図書館など）の予約状況照会等のインターネットによるオンライン化を図る。</p> <p>イ 各種申請・届出様式のダウンロードの充実 行政手続のオンライン化の推進に向け、早期実現可能な垂井町ホームページからの各種申請・届出様式のダウンロードを充実させる。</p> <p>《ダウンロードを出来るようにする各種申請・届出様式》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明に関する申請書 ・ 町税や使用料等に関する申請書・届出書 ・ 施設等の使用に関する申込書 ・ 補助金等に関する申請書・実績報告書 ・ 入札や契約に関する申請書・届出書 ・ 工事に関する申請書・届出書 ・ その他ダウンロードが出来ることにより住民の利便性の向上につながる申請書・届出書 			
プログラム	実施年度			推進課
	H18 年度	H19 年度	H20 年度	新組織推進課
各種施設の予約状況照会等のオンライン化の検討・実施				関係課 関係課
各種申請・届出様式のダウンロードの充実				企画調整課 企画調整課

5 公正の確保と透明性の向上

(1) 広報広聴機能の充実

5-(1)-①	取り組み項目	①広報広聴の充実		
<p>具体的内容</p>		<p>ア 広報たるいが住民にとって一番身近な広報媒体であるという観点に立ち、より親しみやすく、読みやすい広報紙となるよう内容の充実を図るとともに、住民との情報の共有化を推進するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>イ 住民にとって有益な情報発信・受信の新たな広報広聴媒体になるよう、ホームページを充実する。また、充実にあたっては、ホームページが広報たるいを補完し、発展させるための一つの媒体と位置付け、同一部署において連携を図る。</p> <p>《主なホームページの充実内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもやお年寄り、障害者など全ての人が見やすいユニバーサルデザイン※の実現 ・ 垂井町例規集の公開 ・ インターネット版まちづくり提案箱の設置 ・ メールマガジン（イベント案内など）の検討 <p>ウ 町長が各地区等に出向き、膝を交えながら住民の声に直接耳を傾けることによって行政と住民との相互理解を図り、今後の町政運営の助けとするため、地域ふれあいトーク（町長と語る会）を実施する。</p> <p>エ 町の重要な計画等の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、広く住民からの多様な意見・情報を把握し、住民と行政との協働による開かれた町政の推進を図るため、パブリックコメント制度※を導入する。</p> <p>オ 広く住民からの意見や要望を受け付ける体制を整え、開かれた町政を実現するとともに、住民の行政に対するニーズを把握するため、まちづくり提案箱の設置箇所を充実する。</p>		
<p>プログラム</p>	<p>実施年度</p>			<p>推進課</p>
	<p>H18年度</p>	<p>H19年度</p>	<p>H20年度</p>	<p>新組織推進課</p>
<p>広報たるいの充実</p>				<p>総務課 企画調整課</p>
<p>ホームページの充実</p>				<p>総務課 企画調整課</p>
<p>地域ふれあいトークの実施</p>				<p>総務課 企画調整課</p>
<p>パブリックコメント制度の構築</p>				<p>総務課 企画調整課</p>

パブリックコメントの実施				関係課 関係課
まちづくり提案箱の充実				総務課 企画調整課

(2) 地域協働の推進

5-(2)-①	取り組み項目	①住民協働型まちづくり制度の構築		
具体的内容	<p>住民と行政とが、それぞれの責任や役割をお互いに認識するとともに、住民の自主的な行動のもとに、住民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組むために担当部署を明確にし、地域協働のまちづくりを推進するための指針を作成する。</p> <p>《指針における主な取り組み事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり条例の制定 ・意識の醸成や人材の育成 ・情報の共有化（広報・広聴の充実） ・各種委員会委員等の公募・各種委員会等の公開の推進 ・事業型補助金制度の導入 			
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
地域協働推進のための指針の策定				企画調整課 企画調整課
地域協働推進のための取り組み事項の実施				関係課 関係課

※パブリックコメント制度：町の重要な計画等を策定するときに、その原案を住民に公表し、その案に対する意見や情報を募集し、それらを考慮しながら最終案を決定し、公表していく制度のこと。

※ユニバーサルデザイン：高齢者や障害のある人などを含めた誰もが始めから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行うこと。

6 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の削減合理化等財政の健全化

6-(1)-①	取り組み項目	①補助金等の整理合理化																																								
具体的内容	ゼロベースで見直すこととし、交付基準等に基づき、推進期間中に平成17年度予算の補助金総額(309,580千円)の10%以上を削減する。 ≪補助金等の整理合理化の見直し基準≫																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付基準</th> <th>見直し基準</th> <th>方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 客観的に見て公益上必要であること</td> <td>① すべてゼロベースで見直し</td> <td>【廃止】 ① 事業目的が達成されていると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>② 社会的要請や住民ニーズに合致し、住民の福祉向上に効果が認められるもの</td> <td>② 団体の自主運営などの自立による見直し</td> <td>② 社会情勢の変化により事業効果が薄れていると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>③ 事業等の内容が制度の目的と合致していること</td> <td>③ 整理統合・再編による見直し</td> <td>③ 制度廃止などにより必要性が認められないもの</td> </tr> <tr> <td>④ 法令に抵触していないこと</td> <td>④ 拡大・充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 会計処理及び使途が適正であること</td> <td>⑤ 費用対効果による見直し</td> <td>【縮小】 ① 事業内容や補助対象範囲などに改善が必要と認められるもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 原則として、補助割合は、補助対象経費の1/2を限度とする</td> <td>⑥ 目的達成の度合いによる見直し</td> <td>② 補助団体の繰越金が原則として補助額の一定割合を超えている団体に対し補助しているもの</td> </tr> <tr> <td>⑦ 補助の目的、対象、効果、補助金額の算出方法等が明確化されていない補助金等については、補助金ごとの基準を定め、明確な運用に努めること</td> <td>⑦ 補助対象経費の見直し</td> <td>③ 団体職員人件費に対して補助しているもので、その人件費の見直しが定期的に行われていないもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 適正な支出科目の徹底</td> <td>④ 補助目的や補助事業者との役割分担、経費負担の観点から、補助率、補助対象経費が過大であると判断されるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨ 団体補助金については、終期設定による見直し</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑩ 行政と団体・個人との役割分担の明確化</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑪ 団体の決算における繰越金が、補助金等の額の一定割合(原則1/2)を超えないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑫ 実績報告等に基づく不断の見直し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	交付基準	見直し基準	方向性	① 客観的に見て公益上必要であること	① すべてゼロベースで見直し	【廃止】 ① 事業目的が達成されていると認められるもの	② 社会的要請や住民ニーズに合致し、住民の福祉向上に効果が認められるもの	② 団体の自主運営などの自立による見直し	② 社会情勢の変化により事業効果が薄れていると認められるもの	③ 事業等の内容が制度の目的と合致していること	③ 整理統合・再編による見直し	③ 制度廃止などにより必要性が認められないもの	④ 法令に抵触していないこと	④ 拡大・充実		⑤ 会計処理及び使途が適正であること	⑤ 費用対効果による見直し	【縮小】 ① 事業内容や補助対象範囲などに改善が必要と認められるもの	⑥ 原則として、補助割合は、補助対象経費の1/2を限度とする	⑥ 目的達成の度合いによる見直し	② 補助団体の繰越金が原則として補助額の一定割合を超えている団体に対し補助しているもの	⑦ 補助の目的、対象、効果、補助金額の算出方法等が明確化されていない補助金等については、補助金ごとの基準を定め、明確な運用に努めること	⑦ 補助対象経費の見直し	③ 団体職員人件費に対して補助しているもので、その人件費の見直しが定期的に行われていないもの		⑧ 適正な支出科目の徹底	④ 補助目的や補助事業者との役割分担、経費負担の観点から、補助率、補助対象経費が過大であると判断されるもの		⑨ 団体補助金については、終期設定による見直し			⑩ 行政と団体・個人との役割分担の明確化			⑪ 団体の決算における繰越金が、補助金等の額の一定割合(原則1/2)を超えないこと			⑫ 実績報告等に基づく不断の見直し			
	交付基準	見直し基準	方向性																																							
① 客観的に見て公益上必要であること	① すべてゼロベースで見直し	【廃止】 ① 事業目的が達成されていると認められるもの																																								
② 社会的要請や住民ニーズに合致し、住民の福祉向上に効果が認められるもの	② 団体の自主運営などの自立による見直し	② 社会情勢の変化により事業効果が薄れていると認められるもの																																								
③ 事業等の内容が制度の目的と合致していること	③ 整理統合・再編による見直し	③ 制度廃止などにより必要性が認められないもの																																								
④ 法令に抵触していないこと	④ 拡大・充実																																									
⑤ 会計処理及び使途が適正であること	⑤ 費用対効果による見直し	【縮小】 ① 事業内容や補助対象範囲などに改善が必要と認められるもの																																								
⑥ 原則として、補助割合は、補助対象経費の1/2を限度とする	⑥ 目的達成の度合いによる見直し	② 補助団体の繰越金が原則として補助額の一定割合を超えている団体に対し補助しているもの																																								
⑦ 補助の目的、対象、効果、補助金額の算出方法等が明確化されていない補助金等については、補助金ごとの基準を定め、明確な運用に努めること	⑦ 補助対象経費の見直し	③ 団体職員人件費に対して補助しているもので、その人件費の見直しが定期的に行われていないもの																																								
	⑧ 適正な支出科目の徹底	④ 補助目的や補助事業者との役割分担、経費負担の観点から、補助率、補助対象経費が過大であると判断されるもの																																								
	⑨ 団体補助金については、終期設定による見直し																																									
	⑩ 行政と団体・個人との役割分担の明確化																																									
	⑪ 団体の決算における繰越金が、補助金等の額の一定割合(原則1/2)を超えないこと																																									
	⑫ 実績報告等に基づく不断の見直し																																									
プログラム	実施年度			推進課																																						
補助金等の整理合理化の実施	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課																																						
				関係課 関係課																																						

6-(1)-②	取り組み項目	②負担金の見直し						
具体的内容	交付基準等に基づき、見直しを行う。							
	《負担金の見直し基準》							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 389 761 427">交付基準</th> <th data-bbox="761 389 1080 427">見直し基準</th> <th data-bbox="1080 389 1399 427">方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 427 761 808"> ① 客観的に見て公益上必要であること ② 本来業務に必要な不可欠な協議会・団体などへの加盟であること ③ 本来業務に必要な不可欠な「会議・研修」の参加費であること </td> <td data-bbox="761 427 1080 808"> ① 加盟当時の目的を達成し、加盟の意義が薄れた団体への負担金の見直し ② 投資に見合った成果の薄い団体への負担金の見直し </td> <td data-bbox="1080 427 1399 808"> 【廃止】 ① 事業目的が達成されていると認められるもの ② 社会情勢の変化により事業効果が薄れていると認められるもの ③ 制度廃止などにより必要性が認められないもの </td> </tr> </tbody> </table>	交付基準	見直し基準	方向性	① 客観的に見て公益上必要であること ② 本来業務に必要な不可欠な協議会・団体などへの加盟であること ③ 本来業務に必要な不可欠な「会議・研修」の参加費であること	① 加盟当時の目的を達成し、加盟の意義が薄れた団体への負担金の見直し ② 投資に見合った成果の薄い団体への負担金の見直し	【廃止】 ① 事業目的が達成されていると認められるもの ② 社会情勢の変化により事業効果が薄れていると認められるもの ③ 制度廃止などにより必要性が認められないもの	
交付基準	見直し基準	方向性						
① 客観的に見て公益上必要であること ② 本来業務に必要な不可欠な協議会・団体などへの加盟であること ③ 本来業務に必要な不可欠な「会議・研修」の参加費であること	① 加盟当時の目的を達成し、加盟の意義が薄れた団体への負担金の見直し ② 投資に見合った成果の薄い団体への負担金の見直し	【廃止】 ① 事業目的が達成されていると認められるもの ② 社会情勢の変化により事業効果が薄れていると認められるもの ③ 制度廃止などにより必要性が認められないもの						
プログラム	実施年度			推進課				
負担金の見直しの実施	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課				
				関係課 関係課				

6-(1)-③	取り組み項目	③町税・使用料等徴収率の向上																	
具体的内容	<p>ア 町税や使用料等の徴収率に、年度ごとの数値目標を設定する。</p> <p>イ 町税や使用料等の滞納者に対する行政サービスを制限する制度を構築し、行政サービスを受けることと町税等を納めることの受益と負担の原則をはっきりさせることで、町民の納税等の意識を高める。</p> <p>《町県民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税》</p> <p>A 前提 滞納処分については、積極的かつ適切に行うものとする。</p> <p>B 方法</p> <table border="1" data-bbox="550 674 1401 1025"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政サービスの定義</td> <td colspan="2">町民を対象とする町の事業で、それを利用することにより他の町民が得られない利益をもたらすもの、もたらす可能性があるもの</td> </tr> <tr> <td>制限対象外の行政サービス</td> <td colspan="2">町民の生命や財産の安全に関して緊急性がある事業</td> </tr> <tr> <td>滞納状況把握方法</td> <td colspan="2">行政サービスを申請する際に納税状況を確認するための同意手続きを同時に行う</td> </tr> <tr> <td>制限対象となる行政サービス</td> <td>既存</td> <td>入札参加資格など</td> </tr> </tbody> </table> <p>C 制度等の構築 条例を新たに制定する。</p> <p>《その他の税及び料（国民健康保険税、介護保険料など）》</p> <p>国民健康保険税における国民健康保険被保険者証の更新の制限や介護保険料における介護サービスの制限など、今ある行政サービスの制限を、積極的に活用する。</p>				区分	内容		行政サービスの定義	町民を対象とする町の事業で、それを利用することにより他の町民が得られない利益をもたらすもの、もたらす可能性があるもの		制限対象外の行政サービス	町民の生命や財産の安全に関して緊急性がある事業		滞納状況把握方法	行政サービスを申請する際に納税状況を確認するための同意手続きを同時に行う		制限対象となる行政サービス	既存	入札参加資格など
	区分	内容																	
行政サービスの定義	町民を対象とする町の事業で、それを利用することにより他の町民が得られない利益をもたらすもの、もたらす可能性があるもの																		
制限対象外の行政サービス	町民の生命や財産の安全に関して緊急性がある事業																		
滞納状況把握方法	行政サービスを申請する際に納税状況を確認するための同意手続きを同時に行う																		
制限対象となる行政サービス	既存	入札参加資格など																	
プログラム	実施年度			推進課															
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課															
徴収率の数値目標の設定・実施				関係課 関係課															
行政サービスの制限条例の制定 (町県民税等)				税務課 税務課															
行政サービスの制限の積極的活用 (国民健康保険税等)				関係課 関係課															

※普通財産：公有財産のうち、国・地方公共団体により直接的に行政の目的を遂行するために供される行政財産以外の一切の財産のこと。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などをしたりすることができる。

6-(1)-④	取り組み項目	④普通財産※の有効活用			
具体的内容	<p>公有財産のうち普通財産については、積極的な有効活用を図る。</p> <p>ア 普通財産のうち現在利用されていない用地については、公有財産としての利用の価値を検証する。</p> <p>利用価値のある用地</p> <p>積極的な有効活用を図る。</p> <p>利用価値のない用地</p> <p>売却や貸付可能な土地を選定し、積極的な処理を図る。</p> <p>イ 普通財産のうち利用されていても利用効率が低い用地については、売却も含めた見直しを行う。</p>				
プログラム		実施年度			推進課
		H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
普通財産の有効活用					総務課
					総務課

6-(1)-⑤	取り組み項目	⑤使用料・手数料の適正化			
具体的内容	<p>使用料及び手数料については、受益者負担の原則に基づき、金額や減免措置を見直すための指針を作成する。なお、これまで無料であった行政サービスについても、有料化を図るべきものは受益者負担を求める。</p> <p>《適正化の基本的な考え方》</p> <p>ア 使用料・手数料等に係るサービス原価を、適正な方式により計算する。</p> <p>イ サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質により受益者負担割合を検討する。</p> <p>ウ 現在は使用料・手数料を徴収していない行政サービスについても、受益者負担の原則の観点から、新たな徴収を検討する。</p> <p>エ 公平性の観点から、減免制度を厳格にし、運用する。</p> <p>オ 改訂額の上限は、住民生活への影響を考慮し決定する。</p>				
プログラム		実施年度			推進課
		H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
使用料・手数料適正化のための指針の策定					総務課
					総務課
使用料・手数料適正化の実施					関係課
					関係課

7 公共施設

(1) 施設管理の見直し

7-(1)-①	取り組み項目	①指定管理者制度の導入		
具体的内容	<p>多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。</p> <p>推進にあたっては、公の施設ごとに設置目的や実施している事業の内容、利用状況などを整理するとともに、指定管理者制度導入のための基本的な指針を定め、次に示す視点をもとに指定管理者制度の導入について検証し、導入を図る。</p> <p>ア 既に管理委託している施設 垂井町生きがいセンター、垂井町デイサービスセンター及びけやきの家については、指定管理者制度を導入する。</p> <p>イ 直接管理運営している施設 現在、町が直接管理運営を行っている公の施設のうち、民間企業や住民団体等のノウハウの導入により、住民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られるなど導入効果が期待できる施設については、指定管理者制度の導入を図る。</p> <p>なお、特に朝倉運動公園、文化会館及びタルイピアセンターについては、指定管理者制度の導入を、モデルケースとして検証する。 また、新規に設置する公の施設についても、同様の検証を行う。</p>			
プログラム	実施年度			推進課
	H18 年度	H19 年度	H20 年度	新組織推進課
指定管理者制度導入のための指針の作成				総務課 総務課
既に管理委託をしている施設の指定管理者制度の導入				住民課 健康福祉課
直接管理運営している施設の指定管理者制度の導入の検証・実施				関係課 関係課

8 公共工事

(1) コスト構造の改革

8-(1)-①	取り組み項目	①コスト縮減行動計画の策定			
具体的内容	<p>公共工事のコスト縮減に関する具体的な行動計画を策定し、縮減目標を定めた取り組みを行う。</p> <p>《具体的施策の実施に当たっての基本的な視点》</p> <p>行動計画においては、次の基本的な視点を基に、公共工事に関する様々な要素について各種の施策を実施するものとし、これらの施策効果により、公共工事に関する総合的なコスト縮減を目指す。</p>				
		施策分野	概要		
	1	工事コストの低減	<p>工事の計画・設計から発注、施工に至る各分野での施策を講じ、建設工事費の着実な低減を図る。</p>		
	2	工事の時間的コストの低減	<p>事業箇所の集中化、新技術を活用した工事期間の短縮等により、工事の時間的コストの低減を図る。</p>		
	3	ライフサイクルコストの低減	<p>施設の長寿命化、省資源、省エネルギー化や環境調和型への転換を進めるなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコスト低減や環境に関するコスト低減を図る。</p>		
	4	工事における社会的コストの低減	<p>工事における建設副産物対策の推進や環境改善策による環境負荷の低減、工事に伴う交通渋滞緩和、工事における事故の減少等を通じて社会的なコストの低減を図る。</p>		
5	工事の効率性向上による長期的コストの低減	<p>工事に関する規制改革、工事情報の電子化の推進や新技術の採用等により、工事の効率性を高めるとともに、建設産業の生産性向上を促し、長期的なコストの低減を図る。</p>			
プログラム		実施年度			推進課
		H18 年度	H19 年度	H20 年度	新組織推進課
コスト縮減行動計画の策定		→			建設課 建設課
コスト縮減行動計画の実施			→	関係課 関係課	

(2) 入札・契約の更なる適正化

8-(2)-①	取り組み項目	①公共工事の入札・契約・検査体制の改善		
具体的内容	<p>工事の施工状況等を評価する建設工事成績評価書を活用した指名競争入札を行う。なお、工事成績評価にあたっては、評価を行う者によって大きな差が生じることがないように、標準的な基準を定め、評価を行う者に対する研修を実施する。</p> <p>また、専門性や特殊性を有する大規模工事については、外部検査の導入を検討する。</p>			
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
工事成績評価書を活用した指名競争入札の検討・実施				総務課
				総務課
工事成績評価のための標準的基準の策定				総務課
				総務課
工事成績評価のための研修の実施				総務課
				総務課
外部検査の導入の検討				総務課
				総務課

9 議会

(1) 議会議員の定数・報酬の見直し

9-(1)-①	取り組み項目	①定数及び報酬の見直し		
具体的内容	ア 定数の見直し			
	定数18人を、次の一般選挙から定数13人とする。			
	イ 報酬の見直し			
	区分	現行(月額)	見直し後(月額)	
議長	305,000円	290,000円		
副議長	260,000円	250,000円		
議員	245,000円	235,000円		
プログラム	実施年度			推進課
	H18年度	H19年度	H20年度	新組織推進課
定数及び報酬の見直し				議会事務局
				議会事務局

第4章 財政効果

これらの行財政改革を実施した場合、平成18年度から平成20年度までの3か年で、数値化できる歳出削減額として△399,881千円の累計財政効果額を見込んでいます。

《歳出の財政効果一覧》

単位：千円

主要課題	H18年度	H19年度	H20年度	合計
1 事務事業の見直し	△23,645	△40,631	△42,481	△106,757
2 組織機構	△59	△172	△172	△403
3 人事	△31,517	△60,122	△47,123	△138,762
6 自主性・自律性の高い財政運営の確保	△10,469	△10,469	△11,477	△32,415
7 公共施設	△7,349	△7,349	△7,349	△22,047
8 公共工事	△15,841	△15,841	△15,841	△47,523
9 議会	△3,367	△23,453	△25,154	△51,974
総合計	△92,247	△158,037	△149,597	△399,881

この他にも、業務の民間委託や指定管理者制度の導入などにより、さらなる歳出の削減が期待できます。

また、歳入の面では、普通財産の有効活用や使用料・手数料の適正化などにより、歳入の増加が期待できます。

これらの行政改革の取り組みによって財源を確保し、少子高齢社会の進展や多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応できるよう適正な財政運営に努めていきます。